

発達障害のある人の 人権を考えよう

障害のある人もない人も分け隔て
られることなく共生する社会を实
現するためには、一人一人が考え、
理解を深めることが大切です。

そこで、今回は障害のある人のなかでも発達障
害のある人の人権について考えていきます。
子どもだけでなく、大人になって気づく発達障
害や発達障害に関わる法律などの内容です。
展示をご覧になり、発達障害への理解を深める
とともに、対応の仕方を学び、私たちにできる
ことを考えてみましょう。

会場

姫路市人権啓発センター(イーグレひめじ4階)

期間

令和7(2025)年1月31日(金)から4月30日(水)まで
ただし、2月17日(月)、3月17日(月)、4月21日(月)は休館日

時間

午前9時から午後9時まで
最終日は午後3時まで



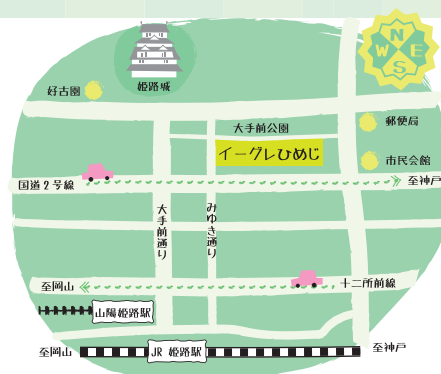
姫路市人権啓発センター

〒670-0012 姫路市本町 68 番地 290 イーグレひめじ 4 階
TEL : 079-282-9801 FAX : 079-282-9820

交通案内

電 車 : J R 姫路駅または山陽姫路駅から北へ徒歩15分
自動車 : 国道 2 号 (東行き) の 市民会館交差点で左折、
北へ直進100m
※イーグレひめじには、地下駐車場があります (有料)

ゆいばる



▲音声コード